

令和5年度に係る自己点検・評価（総務関係）の報告書

令和6年9月2日  
大学経営戦略会議

1. はじめに

本件は、岡山大学内部質保証規則（令和3年6月29日岡大規則第19号）第6条の規定に基づき実施した総務に関する点検及び評価の結果を報告するものである。

2. 実施体制・手順

総務・企画部では、内部質保証に関する推進責任者である理事（企画・評価・総務担当）の下、自己点検・評価の実施方針に定める総務に関する観点のうち、令和5年度を実施対象とする6項目について、点検・評価を実施した。

具体的には、①情報公開及び個人情報管理の適切な管理（9-1-1）、②教員の募集、採用、昇任の基準（9-1-2）、③SD活動の実施状況（9-1-3）、④法令等が求める事項の公表（9-1-4）、⑤教員活動評価の実施状況（9-1-5）及び⑥基幹教員の配置状況（9-1-6）に関して、令和5年度の実施状況や実施結果をもとに、適切な状態か、改善を要する事項等がないかを点検・評価した。

3. 総括

令和5年度に係る自己点検・評価（総務関係）の結果、①情報公開に関する規程等、保有個人情報の適切な管理、②教員の募集、採用、昇任の基準、③SD活動の実施状況、④法令等が求める事項の公表、⑤教員活動評価の実施状況及び⑥専任教員の配置状況のいずれについても、改善を要する事項に該当するものはなかった。

しかし、②教員の募集、採用、昇任の基準（9-1-2）について、一部の部局においては、教員選考に係る内規等の整備が不十分なものが確認されたため注意が必要と判断する。

4. 前年度の点検・評価の結果、確認された改善を要する事項（前年度の点検・評価実施時点で対応済のものを除く。）の対応状況

該当なし。

5. 点検・評価の結果、確認された改善を要する事項のうち主要なもの

該当なし。

6. 点検・評価の結果、確認された全学での検討が必要な課題のうち主要なもの

該当なし。

7. 点検・評価の結果、「注意が必要」とした事項に対し、維持・向上させるための活動計画のうち主要なもの

②教員の募集、採用、昇任の基準（9-1-2）：教員選考に係る内規等の整備が不十分な部局については、内規等の整備を促す予定である。

8. 点検・評価の結果、確認された優れた成果が確認できる取組のうち主要なもの

該当なし

以上